





よる還付金の額に相当する税額（当該税額に異し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に關し更正があつた場合には、当該更正に係る通知書）に当該還付金の額に相当する税額の記載がなかつたとき。申告書を提出した者又は申告書に記載すべき課税標準等若しくは税額等につき決定を受けた者は、次の各号の一に當該する場合（申告書を提出した者又は申告書に記載すべき課税標準等若しくは税額等につき決定する期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求（以下「更正の請求」といふ。）をすることができる。

一 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に關する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき。その確定した日の翌日から起算して二月以内にその申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に當つてその申告をして、又は決定を受けた者に帰属するものとされてゐた所得その他課税物件が他の者に歸属するものとする当該他の者に係る地方税の更正、決定又は賦課決定があつたとき。

二 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に當つてその申告をして、又は決定を受けた者に帰属するものとされてゐた所得その他課税物件が他の者に歸属するものとする当該他の者に係る地方税の更正、決定又は賦課決定があつたとき。

三 その他当該地方税の法定納期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき。当該理由が生じた日の翌日から起算して二月以内に地方団体の長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等につき調査して、更正をし、又は更正をすべ

き理由がない旨をその請求をした者に通知しなければならない。

4 更正の請求があつた場合においても、地方団体の長は、その請求に係る地方税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予しない。ただし、地方団体の長において相当の理由があると認めるときは、当該地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

5 第一項に規定する課税標準等とは、課税標準（この法律又はこれに基づく条例に課税標準又は課税標準となる数量の定めがある地方法につては、課税標準又は課税標準となる数量）及びこれから控除する金額並びに欠損金額等（この法律又はこれに基づく政令の規定により翌事業年度以後の事業年度分の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割の課税標準となる法人税額又は法人の行なう事業に対して課する事業税の課税標準となる所得の計算上順次繰り越して控除することができる法人税額又は欠損金額をいう。）をいい、同項に規定する税額等とは、納付し又は納入すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額をい。

（一部納付又は納入があつた場合の延滞金の額の計算）

第二十条の九の四 この法律の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる地方税の一部が納付され又は納入されているときは、その納付又は納入の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる税額は、その納付され又は納入された税額を控除した金額とする。

第二十四条の五第一項第三号中「二十八万円」を「三十万円」に改める。

号」を「第二条第一項第四十号」に、「給与の支給を受ける場合においては、同法第五十七条第一項」を「同法第五十七条第二項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、同条第一項」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

前年分の所得税につき納稅義務を負わない認められたことその他の政令で定める理由により同条第二項の書類を提出しなかつた所得割の納稅義務者に係る青色事業車従者が当該事業から給与の支払を受けた場合において、第四十五条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の規定による道府県民税に関する申告書（当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市町村長が認めるものと含む。）を提出しているとき（その提出期限において道府県民税の納稅通知書が送達される時までに提出しているときを含む。）及び同項ただし書の規定により道府県民税に関する申告書を提出する義務がないときも、同様とする。

第四十二条第三項中「翌月十日」の下に「（五月十五日に納付又は納入があつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該納付又は納入があつた日の区分に応じ政令で定める日）」を加える。

第四十五条中「第二百二十二条の二第三項」を「第三百二十二条の二第四項」に改める。

第四十五条の二第一項第二号中「青色事業者給与額」の下に「（所得稅法第五十七条第一項の規定による計算の例によつて算定した同項の必要経費に算入される金額をい。）」を加え、同条第二項中「二月末日」を「一月三十一日」に改める。

第五十三条の次に次の二条を加える。

（更正の請求の特例）

第五十三条の二 前条第一項から第三項までの申告書を提出した法人は、当該申告書に係る法人税割額の計算の基礎となつた法人税の額について国と該申告書に係る法人税割額の課税標準に伴い当該申告書に係る法人税割額の過大となる法人税額又は法人税割額が過大となる場合に、國の税務官署が当該更正の通知をした日から二月以内に限り、自治省令の定めるところにより、道府県知事に対し、当該法

項」を「第三十四条第一項第五号中「六万円」を「七万円」に、「八万円」を「九万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「六万円」を「七万円」に改め、同項第十号中「九万円」を「十万円」に改め、同項第十一号中「五万円」を「六万円」に改め、同條第二項中「十一万円」を「十二万円」に改め、同條第七項中「第二条第一項第三十一号」を「第二条第一項第三十二号」に、「同条第一項第三十一号」を「第二条第一項第三十二号」に改め、同條第十項を削り、第十一項を第十項とす。

第四十二条第三項中「翌月十日」の下に「（五月十五日に納付又は納入があつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該納付又は納入があつた日の区分に応じ政令で定める日）」を加える。

第四十五条中「第二百二十二条の二第四項」を「第三百二十二条の二第四項」に改める。

第四十五条の二第一項第三号中「（所得稅法第五十七条第一項の規定による計算の例によつて算定した同項の必要経費に算入される金額をい。）」を加え、同条第二項中「二月末日」を「一月三十一日」に改める。

第五十三条の次に次の二条を加える。

（更正の請求の特例）

第五十三条の二 前条第一項から第三項までの申告書を提出した法人は、当該申告書に係る法人税割額の計算の基礎となつた法人税の額について国と該申告書に係る法人税割額の課税標準に伴い当該申告書に係る法人税割額の過大となる法人税額又は法人税割額が過大となる場合に、國の税務官署が当該更正の通知をした日から二月以内に限り、自治省令の定め







則第五十三項中「附則第四十八項」を「第一項」に改め、附則第五十四項中「附則第四十八項」を「第一項」に改め、附則第五十九項中「附則第五十項第三号」を「第二項第二号」に、「附則第四十二項第一号」を「附則第二十一項第一号」に改め、附則第五十五項中「附則第四十八項」を「第一項」に、「附則第五十項第二号」を「第二項第二号」に、「附則第五十項第三号」を「第二項第三号」に改め、附則第五十六項中「附則第五十一項、第五十二項又は第五十四項」を「第三項、第四項又は第六項」に、「附則第四十一項第一号」を「第二項第二号」に、「附則第五十項第三号」を「第二項第三号」に、「附則第五十一項第一号」を「第二項から前項まで」に、「附則第五十二項第一号」を「第二項第一号」に、「附則第五十五条第一項」に、「附則第五十九項第一号」を「第二項第一号」に、「附則第五十九項第二号」を「第二項第二号」に、「附則第五十九項第三号」を「第二項第三号」に、「附則第五十二項第一号」を「第二項第一号」に、「附則第五十二条第一項若しくは第三十項若しくは第三十一項又は第三十二項」を「前二条」に、「附則第五十三条第一項若しくは第四十九項」を「前一条」に、「同条第九項」を「第三百四十九条の三第九項」に改め、附則第五十八項中「附則第三十項若しくは第三十一項又は第三十二項」を「前二条」に、「附則第五十九項第一項若しくは第三十項」を「附則第五十九項第一項」に改め、附則第六十条中「附則第十八项第一項」を「附則第十八项第一項」に改め、附則第六十项中「附則第三十项」を「附则第十八条第一项」に、「附則第四十八项」を「附则第十八条第一项」に改め、附則第五十九项中「附则第二十五条第一项」に、「附则第五十八项」を「第一项」に改め、附则第六十一项中「附则第四十一项第一号」を「附则第二十二条第一号」に改め、附则第六十三项中「附则第二十九项」に改め、附则第五十九项中「附则第三十项」を「附则第十七项」に改め、附则第六十项中「附则第十七项」を「附则第十六项」に改め、附则第六十四项中「昭和四十三年度」を「昭

九十三項中「昭和四十四年」を「昭和四十六年」に改め、附則第九十七項中「当分の間」を「昭和十四年六月一日から昭和四十七年五月三十日までの間に限り」に、「百分の五」を「百分の四」に改め、附則第一百一項中「附則第一百一項」を「附則第十五条第十項」に改め、次の表の上欄に掲げる附則の項をそれぞれ同表の中欄に掲げる附則の条(項をあわせ掲げているものにあつては、それぞれ当該条の項)とし、同欄に掲げる各条の前にそれぞれ同表の下欄に掲げる見出しを附する。

第七項 第七十六項	第十一条第一項 第二項	(不動産取得税の非課税)
第八項 第九項	第十二条第一項 第二項	(不動産取得税の課税標準の特例)
第七十七項	第三項	
第七十八項 第九十三項	第四項	
第七十九項	第五項	
第八十項 第八十一項	第六项	(不動産取得税の納期限の延長)
第八十二項	第七项	
第六十八項	第八项	
第六十九項	第九项	
第六十四項 第六十五項	第十项	(鉱区税の課税標準等の特例)
第六十六項	第十一项	(固定資産税等の課税標準の特例)
第六十七项	第十二项	(固定資産税の非課税)
第六十五项	第十三项	
第六十六项	第十四项	
第六十七项	第十五项	
第六十八项	第十六项	
第六十九项	第十七项	(固定資産税の減額)
第六十项	第十八项	(土地に対する課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)
第六十一项	第十九项	(宅地等に対する課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例)
第六十二项	第二十九条	
第六十三项	第三十条	
第六十四项	第三十项	
第六十五项	第三十二项	
第六十六项	第三十三项	
第六十七项	第三十四项	
第六十八项	第三十五项	

第三十六項	第三十七項	第六項 第七項
第三十七項	第三十八項	第十九条第一項 第二項
第三十八項	第三十九項	(農地に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の課税標準額等の特例)
第三十九項	第四十項	(課税標準の適用を受ける土地に係る前年度分の固定資産税の課税標準額等の特例)
第四十項	第四十一項	(昭和四十一年度の土地の価格の特例)
第四十一項	第四十二項	(讀替規定)
第四十二項	第四十三項	
第四十三項	第四十四項	
第四十四項	第四十五項	
第四十五項	第四十六項	
第四十六項	第四十七項	
第四十七項	第四十八項	
第四十八項	第四十九項	
第四十九項	第五十項	
第五十項	第五十一項	
第五十一項	第五十二項	
第五十二項	第五十三項	
第五十三項	第五十四項	
第五十四項	第五十五項	
第五十五項	第五十六項	
第五十六項	第五十七項	
第五十七項	第五十八項	
第五十八項	第五十九項	
第五十九項	第六十項	
第六十項	第六十一項	
第六十一項	第六十二項	
第六十二項	第六十三項	
第六十三項	第六十四項	
第六十四項	第六十五項	
第六十五項	第六十六項	
第六十六項	第六十七项	(農地に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の都市計画税の特例)
第六十七项	第六十八项	(課税標準の適用を受ける土地に係る前年度分の都市計画税の課税標準額等の特例)
第六十八项	第六十九项	(土地課税台帳等の登録事項等の特例)
第六十九项	第七项	(土地に対する課する固定資産税及び都市計画税の額の算定方法の通知)

第六十三項	第三十一条	(政令への委任)
第六十七項	第三十二条第一項	(電気ガス税の税率の特例)
第九十七項	第二項	
（日本万国博覧会の開催に伴う地方税の特例）	第三十二条 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	附則に次の四条を加える。
一 博覧会 国際博覧会に関する条約（第三号において「条約」という。）の適用を受けて昭和四十五年に開催される日本万国博覧会	二 博覧会協会 財団法人日本万国博覧会協会をいう。	（日本万国博覧会の開催に伴う地方税の特例）
三 参加国 博覧会に参加する外国政府、外	四 参加国の代表等 博覧会に参加する外国政府の代表、博覧会国際事務局の理事その他博覧会の事務に従事する参加国の職員（これらの者のうち日本の国籍を有する者を除く。）をいう。	（日本万国博覧会の開催に伴う地方税の特例）
五 参加者 博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者（参加国を除く。）をいう。		（日本万国博覧会の開催に伴う地方税の特例）

6 道府県は、参加国が事務所の用に供する不動産（博覧会の業務の用に供するものに限る。）を取得した場合における当該不動産の取得に対するは、第七十三条の二の規定にかかる。い。	7 事業又は博覧会協会が行なう事業に対しては、第七十二条の規定にかかわらず、事業税を課すことができない。
8 道府県は、参加国又は参加国の代表等が政令で定める自動車で政令で定めるものに対する自動車の取得に対しても、第六百九十九条の二の規定にかかわらず、自動車取得税を課すことができない。	8 道府県は、参加国又は参加国の代表等が政令で定める自動車の取得をした場合における当該自動車の取得に対するは、第六百九十九条の二の規定にかかわらず、自動車取得税を課すことができない。
9 市町村は、昭和四十四年度から昭和四十六年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、博覧会の会場内において博覧会の用に供する固定資産で政令で定めるもの及び参加国が所有し、かつ、事務所の用に供する固定資産（博覧会の業務の用に供するものに限る。）に対しては、第三百四十二条及び第七十二条の規定にかかわらず、固定資産税及び参加国が事務所の用に供する不動産（博覧会の業務の用に供するものに限る。）に対しては、第三百四十二条及び第七十二条の規定にかかわらず、固定資産税及び都市計画税を課すことができない。	9 市町村は、昭和四十六年三月十三日までに撤去されていないときは、同日において当該家屋の取得があつたものとみなして不動産定める家屋を除く。）が昭和四十六年三月十三日までに撤去されていないときは、同日において当該家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課す。
10 市町村は、参加国又は参加国の代表等が所有する軽自動車等で政令で定めるものに対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課すことができない。	10 道府県は、外客（出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）第四条第一項各号（第十四号を除く。）に掲げる者のいずれか一に該当する者（第十六号に該当する者については、自治省令で定める者を除く。）としての在留資格を認められた者及び同令第十四条から第十六条までの規定による許可を受けた者をいう。）
11 市町村は、参加国、参加者又は博覧会協会が博覧会の会場内で博覧会の用に供するため自ら発電した電気に対しては、第四百八十六条の規定にかかわらず、電気ガス税を課することができない。	11 市町村は、外客（出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）第四条第一項各号（第十四号を除く。）に掲げる者のいずれか一に該当する者（第十六号に該当する者については、自治省令で定める者を除く。）としての在留資格を認められた者及び同令第十四条から第十六条までの規定による許可を受けた者をいう。）

12 第二項から前項までの規定の適用を受ける者の認定の手続その他これららの規定の施行にかかる。い。	12 第二項から前項までの規定の適用を受ける者の認定の手続その他これららの規定の施行にかかる。い。
13 第三十三条 第七百三条の三第一項の規定の適用については、都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に属する都市計画が当該市町村の区域について定められるまでの間、第七百三条の三第一項中「都市計画	13 第三十三条 第七百三条の三第一項の規定の適用については、都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に属する都市計画が当該市町村の区域について定められるまでの間、第七百三条の三第一項中「都市計画
14 道府県は、参加国が博覧会に属して行なう	14 道府県は、参加国又は参加国の代表等が所
15 昭和四十四年四月三日 楽議院会議録第二十一号 地方税法等の一部を改正する法律案	15 昭和四十五年四月三日 楽議院会議録第二十一号 地方税法等の一部を改正する法律案

同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第三十三条第三項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、次項第一号の規定により適用される同法第六十九条の規定による場合又は同項第三号の規定により適用される第三十二条第八項若しくは第九項の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後の金額とす

る。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三条第一項第七号、第八号及び第十号並びに第三十四条第七項の規定の適用については、第二十三条第一項第十二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上

その例によるものとされる所得税法第六十

九条の規定の適用については、租税特別措

置法第三十一条第三項第二号の規定により適用されるところによる。

三 第三十二条第八項及び第九項並びに第三

十四条の規定の適用については、これらの規

定中「総所得金額」とあるのは、「総所

得金額、附則第三十四条第一項に規定する

長期譲渡所得の金額」とする。

四 第三十七条の二及び附則第五条第一項の規

定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第三

十四条第一項に規定による道府県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び附則第三十

四条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

五 第三十七条の三第一項の規定の適用につ

いては、同項中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額、附則第三十四条第

四項において準用する同条第一項に規定す

る課税長期譲渡所得金額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他

第一項の規定の適用がある場合における道

府県民税に関する規定の適用に因る必要な

事項は、政令で定める。

前三項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「道府県」とあるのは、「市町村」と、「第三十二

条第一項及び第二項、第三十五条並びに第三

十七条」とあるのは、「第三百十三条第一項及び

第二項、第三百十四条の三並びに第三百十四

条の五」と、「第三十四条の規定」とあるのは、「第三百十四条の二の規定」と、「百分の二」と

あるのは「百分の四」と、「百分の一・三」とあ

るのは「百分の二・七」と、「百分の一・六」と

あるのは「百分の三・四」と、第二項中「第三

十二条第八項若しくは第九項」とあるのは「第

三百十三条规定若しくは第九項」と、前項

中「第二十三条第一項」と、「第三十四条」と、前項

中「第三百十四条の二」と、「第三十二条第八項

及び第九項」とあるのは、「第三百十三条规定

及び第九項」と、「第三十七条の二及び附則第

五条第一項」とあるのは、「第三百十

七条の二」と読み替えるものとする。

（短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村

民税の課税の特例）

第三十五条 道府県は、昭和四十六年度から昭

和五十一年度までの各年度分の個人の道府県

民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に

租税特別措置法第三十二条第一項に規定する

譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十二条第一項及び第二項、第三十五条並びに第三十七条の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

一 短期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額）とあるのは「附則第三十五条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額」とあるのは「附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「附則第三十

四条第一項に規定する課税短期譲渡所得金

額」とあるのは「附則第三十五条第五項にお

いて準用する同条第一項に規定する課税短期

譲渡所得金額」と読み替えるものとする。

二 課税短期譲渡所得金額につき本項の規定

の適用がないものとした場合に算出される

道府県民税の所得割の額として政令で定め

るところにより計算した金額の百分の百十

に相当する金額

前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、

同項に規定する譲渡所得について所得税法そ

の他の所得税に関する法令の規定の例により

計算した同法第三十三条第三項の譲渡所得の

金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額

の控除をしないで計算したところによる。）を

いい、次項において準用する前条第三項第一

号の規定により適用される同法第六十九条の

規定の適用がある場合又は同項第三号の規定

により適用される第三十二条第八項若しくは

第九項の規定の適用がある場合には、これら

の規定の適用後の金額とする。

3 前条第三項（第五号を除く。）の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用す

る。

この場合において、同条第三項中「附則

第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の

金額」とあるのは「附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「附則第三十

四条第一項に規定する課税短期譲渡所得金

額」とあるのは「附則第三十五条第五項にお

いて準用する同条第一項に規定する課税短期

譲渡所得金額」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定の適用がある場合における第

三十七条の三第一項の規定の適用について

は、同項中「相当する金額」とあるのは、「相

当する金額並びに附則第三十五条第五項にお

いて準用する同条第一項に規定する課税短期

譲渡所得金額の百分の八十八に相当する金額

の合計額」とする。

5 前各項の規定は、個人の市町村民税につい

て準用する。この場合において、第一項中

「道府県」とあるのは、「市町村」と、「第三十二

条第一項及び第二項、第三十五条並びに第三

十七条」とあるのは、「第三百十三条规定

及び第九項」と、「第三十四条の二の規定」とあるのは、「第三百十四条の二」と、「百分の二」と

あるのは「百分の四」と、「百分の一・三」とあ

るのは「百分の二・七」と、「百分の一・六」と

あるのは「百分の三・四」と、第二項中「第三

十二条第八項若しくは第九項」とあるのは「第

三百十三条规定若しくは第九項」と、前項

中「第二十三条第一項」と、「第三十四条」と、前項

中「第三百十四条の二」と、「第三十二条第八項

及び第九項」とあるのは、「第三百十三条规定

及び第九項」と、「第三十七条の二及び附則第

五条第一項」とあるのは、「第三百十

七条の二」と読み替えるものとする。

（地方道路譲与税法の一部改正）

十三号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第三項中「金額とする」を「金額とし、当該金額が当該年度の前年度分として譲与された地方道路譲与税の額に政令で定める率を乗じて得た額をこえるときは、当該金額から更にそのこえる額を控除した金額とする」に改め、同余第六項に次のたゞし書を加える。

たゞし、道路の種類、幅員による道路の種別その他の事情を斟酌して、自治省令で定めることにより、補正することができる。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一項改正)

第三条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第三百四十八条第二項第二号の四」を「第三百四十八条第二項第二号の五」に改める。

附則第十五項中「地方税法附則第三十項又は附則第十九条第一項」、「地方税法附則第十項を「地方税法附則第十八条第一項」に、「同法附則第三十二項から第三十七項まで」を「同法

第三十一項」を「地方税法附則第十八条第一項又は附則第十九条第一項」に、「地方税法附則第三十項を「地方税法附則第十八条第一項」に、「同法

に改める。

一 新たに營業路線を開業するために敷設した鉄道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物(營業路線の軌間若しくは軌道の中心間隔を拡張し、又は營業路線の線路を増設するために敷設した鉄道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物を含む。)

二 新たに製造された車両で政令で定めるもの(第五号に掲げるものを除く。)

三 国又は都道府県、市町村その他政令で定める団体が都市計画法(昭和四十三年法)

償却資産	年 度 分	率
五年度分	三分の一	
五年度分	三分の一	

附則第十八条第一項から第七項までに、「同法附則第三十項」を「同法附則第十八条第一項」に、「同法附則第三十一項」を「同法附則第十九条第一項」に、「同法附則第三十八項及び第三十九条第一項」を「同法附則第十九条第二項及び第三項」に改める。

附則第十六項を次のように改める。

(日本国有鉄道に係る納付金算定標準額の特例)

16 第二条第二項に規定する固定資産のうち日

本国の鉄道が昭和四十一年四月一日から昭和四十七年三月三十日までの間に取得(第二条

第七項の規定の適用を受ける車両及び鉄道施設の借受けを含む)をした次の表の上欄に掲げる償却資産(次項の規定の適用を受けるも

のを除く)に係る納付金算定標準額は、第三

条第二項及び第四条第四項の規定にかかるわら

す、市町村納付金が納付されることとなつた

年度から同表の中欄に掲げる年度分の市町村

納付金については、当該償却資産に係る第四

条第四項の額に、それぞれ同表の下欄に掲げ

る率を乗じて得た額とする。

附則第十八項を附則第十九項とし、附則第七項中「前項の構築物」を「前二項の償却資産」とし、「第四条第四項」とあるのは、「附則第十六項」を「第四条第四項に定める率を乗じて得た額」とあるのは、「第四条第四項に定める率と附則第十六項又は第十七項に定める率とをそれぞれ連乗して得た額」に改め、同項を附則第十八項とし、同項の前に次の二項を加える。

17 第二条第二項に規定する固定資産のうち、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第四条第一項の立体交差化計画に基づき前項の期間内に建設された立体交差化施設のうち線路設備、停車場設備及び電路設備(以下本項において「線路設備等」という。)に係る納付金算定標準額は、第三条第二項及び

第四条第四項の規定にかかるわらず、当該線路設備等の第四条第四項の額に、同法第六条第一項と

律第百号)第五条の規定により指定された都市計画区域において施行する道路その他の公共施設その他これに準ずる施設に係る事業で政令で定めるものにより必要を生じた線路の地下移設又は高架移設を行なうために敷設した線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物(第一号に掲げるものを除く。)

附則第十九条第一項から第三項までに、「同法附則第三十項」を「同法附則第十八条第一項」に、「同法附則第三十一項」を「同法附則第十九条第一項」に、「同法附則第三十八項及び第三十九条第一項」を「同法附則第十九条第二項及び第三項」に改める。

附則第十六項を次のように改める。

(日本国有鉄道に係る納付金算定標準額の特例)

16 第二条第二項に規定する固定資産のうち日

本国の鉄道が昭和四十一年四月一日から昭和四十七年三月三十日までの間に取得(第二条

第七項の規定の適用を受ける車両及び鉄道施設の借受けを含む)をした次の表の上欄に掲げる償却資産(次項の規定の適用を受けるも

のを除く)に係る納付金算定標準額は、第三

条第二項及び第四条第四項の規定にかかるわら

す、市町村納付金が納付されることとなつた

年度から同表の中欄に掲げる年度分の市町村

納付金については、当該償却資産に係る第四

条第四項の額に、それぞれ同表の下欄に掲げ

る率を乗じて得た額とする。

附則第十八項を附則第十九項とし、附則第七項中「前項の構築物」を「前二項の償却資産」とし、「第四条第四項」とあるのは、「附則第十六項」を「第四条第四項に定める率を乗じて得た額」とあるのは、「第四条第四項に定める率と附則第十六項又は第十七項に定める率とをそれぞ

れ連乗して得た額」に改め、同項を附則第十八項とし、同項の前に次の二項を加える。

17 第二条第二項に規定する固定資産のうち、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第四条第一項の立体交差化計画に基づき前項の期間内に建設された立体交差化施設のうち線路設備、停車場設備及び電路設備(以下本項において「線路設備等」という。)に係る納付金算定標準額は、第三条第二項及び

第四条第四項の規定にかかるわらず、当該線路

設備等の第四条第四項の額に、同法第六条第一項と

五年度を経過した年度か

五年度分

三分の一

いう。)以後における差押え又は担保の提供がされている期間に係る延滞金の額の計算について適用する。

#### (還付加賃金に関する規定の適用)

第三条 新法第十七条の四の規定は、施行日以後に還付のため支出を決定し、又は充当する過誤納金に加算すべき金額について適用する。ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部で同日前の期間に対応するものの計算については、な

お従前の例による。

#### (更正、決定等の期間制限に関する規定の適用)

第四条 新法第十七条の五第三項の規定は、施行日以後に同項の法定納期限が到来する法人の道府県民税並びに市町村民税並びに法人の事業税に係る地方団体の徴収金について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る地方団体の徴収金については、なお従前の例によ

#### (不服申立期間に関する規定の適用)

第五条 第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第十九条の三の規定は、施行日前にされた旧法第十九条に規定する処分に係る不服申立てについては、なおその効力を有する。

#### (更正の請求に関する規定の適用)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中更正の請求に関する部分は、施行日以後に新法第二十条の九の三第一項の法定納期限(法人の事業税にあつては、旧法第七十二条の三十三の二第一項の規定による期限)が到来する地方税に係る更正の請求については、なお従前の例による。新法第五十三条の二及び第三百二十一条の八の二の規定は、施行日以後に國の税務官署がこれら規定に規定する更正の通知をした場合について適用する。

#### (道府県民税に関する規定の適用)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和四十一年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

#### (新法第三十二条の規定は、昭和四十三年以後の各年において生じた純損失の金額について適用する。)

2 新法第三十二条の規定は、昭和四十三年以後の各年において生じた純損失の金額について適用し、昭和四十二年以前の各年において生じた純損失の金額については、なお従前の例による。

#### (事業税に関する規定の適用)

第八条 新法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に終了した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。ただし、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第一号)附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第五十五条第三項の規定の適用を受ける事業年度分の各事業年度の所得の計算については、旧法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

#### (不不服申立期間に関する規定の適用)

第五条 第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第十九条の三の規定は、施行日前にされた旧法第十九条に規定する処分に係る不服申立てについては、なおその効力を有する。

#### (事業税に関する規定の適用)

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十四年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十三年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

#### (新法第七十二条の十七第六項及び第十項の規定は、昭和四十四年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十三年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。)

3 新法第七十二条の十七第六項及び第十項の規定は、昭和四十三年以後の各年において生じた損失の金額について適用し、昭和四十二年以前の各年において生じた損失の金額については、なお従前の例による。

#### (新法第三百二十二条の二第三項の規定は、施行日以後に納付される個人の市町村民税に係る延滞金について適用する。)

4 新法第三百二十二条の二第三項の規定は、施行日以後に徴収した納入金を納入する場合について適用し、同日前に徴収した納入金については、なお従前の例による。

#### (不動産取得税に関する規定の適用)

第九条 新法第七十三条の二第二項の規定は、同一用については、同項中「申告納入」とあるの

項に規定する住宅の新築後最初に行なわれる注文者に対する請負人から譲渡で施行日以後にされるものについて適用し、同日前にされた当該譲渡については、なお従前の例による。

#### (料理飲食等消費税に関する規定の適用)

2 新法第七十三条の十四第十二項の規定は、施行日以後の家屋の取得に対する不動産取得税について適用する。

#### (料理飲食等消費税に関する規定の適用)

3 新法第三百四十九条の三第二十二項の規定は、昭和四十三年一月二日以後において建設され、又は設置された同項に規定する家屋及び償却資産について、昭和四十四年度分の固定資産度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

#### (固定資産税に関する規定の適用)

2 新法第三百四十九条の三第二十二項の規定は、昭和四十三年一月以前において建設され、又は設置された同項に規定する家屋及び償却資産に対しても、適用するものとする。この場合において、当該家屋及び償却資産に對して課する固定資産税の課税標準は、当該家屋及び償却資産が建設され、又は設置された日の属する年(当該日が一月一日である場合には、当該日の属する年の四月一日の属する年度から昭和四十三年度までの年度の数を五から控除し、昭和四十四年度分から当該控除して得た数に相当する年度分については、当該家屋及び償却資産の価格の二分の一の額とする。

#### (固定資産税に関する規定の適用)

3 新法第三百四十九条の三第二十二項の規定は、昭和四十三年一月以前において建設され、又は設置された同項に規定する家屋及び償却資産が建設され、又は設置された日の属する年(当該日が一月一日である場合には、当該日の属する年の四月一日の属する年度から昭和四十三年度までの年度の数を五から控除し、昭和四十四年度分から当該控除して得た数に相当する年度分については、当該家屋及び償却資産の価格の二分の一の額とする。

#### (電気ガス税に関する規定の適用)

第十三条 新法第四百九十条の二第一項及び新法附則第三十一条第二項の規定は、施行日以後に使用する電気又はガスに対する電気ガス税(特別徴収による電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対する電気ガス税(特別徴収による電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであった料金に係るもの)については、なお従前の例による。この場合において、同日から昭和四十四年五月三十日までの間に徴収する納入金の納入に対する同項の規定の適用については、同項中「申告納入」とあるの

ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、この間に収納すべき料金に係るもの）に対する新法附則第三十一条第二項の規定の適用について、同項中「昭和四十四年六月一日」とあるのは「昭和四十四年四月一日」と、「百分の四」とあるのは「百分の五」とする。

（自動車取得税に関する規定の適用）

第十四条 新法第六百九十九条の九の規定は、施行日以後の自動車の取得に対する自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対する自動車取得税については、なお従前の例による。

（昭和四十四年分の長期譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する規定の適用）

第十五条 新法附則第三十四条又は第三十五条の規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律附則第八条の規定により適用される同法による改正後の租税特別措置法第三十一条又は第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用がある年の翌年度分の個人の道府県民税及び市町村民税についても、適用する。この場合において、新法附則第三十四条第一項又は第三十五条第一項中「昭和四十六年度から」とあるのは「昭和四十五年度から」と、「昭和四十六年度分」とあるのは「昭和四十五年度分」昭和四十六年度分」とする。

（罰則に関する規定の適用）

第十六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 前各条に定めるものほか、第一条の規定の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する規定）

する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 第三条の規定による改正後の国有資產等所在市町村交付金及び納付金に関する法律

（次項において「新交納付金法」という。）の規定は、昭和四十四年度分以後の年度分の市町村納付金及び都道府県納付金（以下この条において「市町村納付金等」という。）について適用し、昭和四十三年度分以前の年度分の市町村納付金等についても、なお従前の例による。

第三条の規定による改正前の国有資產等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第十一條

第一項の規定により自治大臣が決定した新交納付金法附則第十六条項及び第十七項の償却資産に係る同条第一項の価格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と当該価格等の修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他第三条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条 地方税法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十号）の一部を次のよう改正する。

附則第十二条第六項中「新法附則第二十九項第三号又は第四号」を「地方税法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第二号）による改正の地方税法附則第十七条第三号又は第四号に改める。

（地方交付税法の一部改正）

第二十条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎の欄中「地方税法附則第六十八項」を「地方税法附則第十三条」に改める。

（地方交付税法の一部改正）

第二十一条 昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律（昭和四十一年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律の一部改正）

する法律（昭和四十一年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「法附則第七項又は第九項」を「法附則第十条第一項又は第十一條第二項」に、「法附則第七項」を「法附則第十条第一項」に改める。

（都市計画法施行法の一部改正）

第二十一条中「附則第七十四項」を「附則第五条第七項」に改める。

行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化をはかるため、住民税の課税最低限の引き上げ、住民税及び事業税の青色事業専従者給与にかかるいわゆる完全給与制の実施、料理飲食等消費税、電気ガス税及び自動車取得税についての免稅点の引き上げ等の措置を講ずるほか、宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用に充てるため、市町村が宅地開発税を課することができることとするとともに、地方道路譲与税の譲与基準の合理化及び日本国有鉄道が納付する市町村納付金の軽減合理化をはかるとともに改定するものであります。

本案は、二月二十八日本委員会に付託せられ、三月十四日野田自治大臣より提案理由の説明を聽取した後、改正案はもとより、地方税制全般にわたって慎重に審査を行ない、三月二十五日質疑を終了しました。四月一日、自由民主党より、施行期日を公布の日に改めるとともに、これに伴う関係規定の適用について整備をはかるための修正案が提出され、大石委員より趣旨の説明を聴取した後、討論を行ないましたところ、自由民主党を代表して塩川委員より、本案及び修正案に賛成、日本社会党を代表して河上委員、民主社会党を代表して折小野委員、公明党を代表して小瀬委員及び日本共産党を代表して林委員より、それぞれ本案及び修正案に反対の意見が述べられました。

次いで、採決を行ないましたところ、本案及び修正案は賛成多数をもって可決、よって、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。なお、本案に対して、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案により日本共産党を代表して林委員より、それぞれ本党、民主党、公明党の四党共同提案により、住民負担の軽減、大都市の税源充実等をはかるための附帯議決が付されました。以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（石井光次郎君） 委員長の報告を求めま

す。地方行政委員長鹿野彦吉君。

日本国有鉄道が納付する市町村納付金の軽減合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔鹿野彦吉君登壇〕

○鹿野彦吉君登壇 ○鹿野彦吉君登壇

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔鹿野彦吉君登壇〕

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔参考〕

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)による修正案(委員会修正)の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「昭和四十四年四月一日」を「公布の日」に、「同年六月一日」を「昭和四十四年六月一日」に改める。

附則第二条中「昭和四十四年四月一日」を「この法律の施行の日」に改める。

附則第八条第一項中「施行日」を「昭和四十四年四月一日」に改める。

附則第九条に次の二項を加える。

3 新法附則第十二条第五項の規定は、昭和四十四年四月一日以後の土地の取得に対する不動産取扱について適用する。

附則第十三条中「施行日」を「昭和四十四年四月一日」に、「昭和四十四年五月三十日」を「同年五月三十日」に改める。

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○議長(石井光次郎君) 日程第一、特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十四年一月十五日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定織維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

日次中「特定織布業」を「特定織布業等」に改める。

第二条第一項中「及び同表第一号」を「同表第三号」に、「をいう」を、「メリヤス生地又はメリヤス製品を製造する事業」(以下「メリヤス製造業」という。)及び同表第三号に掲げる織物の機械染色整理業(以下「特定染色業」という。)を「う」に改め、同条第三項中「属するもの」を「属するものをいい、

(メリヤス製造業商工組合連合会)とは、商工組合連合会であつてその会員たる商工組合の組合員の資格として定款で定められる事業がメリヤス製造業に属するものをいい、「特定染色業団体」とは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、その社員たる資格を有する者が営む事業として定款で定められる事業が特定染色業に属し、かつ、その事業を営む者が任意に加入し又は脱退することができるもの」に改める。

第三章の章名を「特定織布業等の構造改善」に改める。

第十七条の次に次の二条を加える。

(メリヤス製造業構造改善事業計画の承認等)

第十八条第一項中「特定織布業商工組合が承認計画に従つて特定織布業構造改善事業」を「特定織布業構造改善事業、メリヤス製造業構造改善事業若しくは特定染色業構造改善事業」に改め、同条第二項中「特定織布業」の下に「、メリヤス製造業又は特定染色業」を加える。

第四十条第一項第四号中「特定織布業構造改善事業」の下に「、メリヤス製造業構造改善事業又は特定染色業構造改善事業」を加える。

第四十二条第一項中「特定織布業商工組合」の下に「、メリヤス製造業商工組合連合会又は特定織布業団体」を加える。

第五十九条第一項及び第二項中「又は特定織布業商工組合」を「特定織布業商工組合、メリヤス製造業商工組合連合会又は特定染色業団体」に改める。

附則第二条中「昭和四十七年六月三十日」を「昭

業」という。)についてメリヤス製造業構造改善事業計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、そのメリヤス製造業構造改善事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 第十六条第二項第一号及び第二号並びに第三項並びに前条の規定は、前項のメリヤス製造業構造改善事業計画に準用する。

3 第十六条第二項第一号及び第二号並びに第三項並びに前条の規定は、前項の特定染色業構造改善事業計画に準用する。

2 第十六条第二項第一号及び第二号並びに第三項並びに前条の規定は、前項の特定染色業構造改善事業計画に準用する。

3 第十六条第二項第一号及び第二号並びに第三項並びに前条の規定は、前項の特定染色業構造改善事業計画に準用する。

し書を加える。

ただし、この法律の規定中特定紡績業及び特定織布業に係る部分は、昭和四十七年六月三十日までに廃止するものとする。

3 次に掲げる織物(幅が十三センチメートル未満のもの及びタオル生地を除く。)別表に次の二号を加える。

イ 編織物  
ロ スフ織物

ハ 麻織物  
ニ 合成織維織物(合成織維中に毛を含むものを除く。)

ホ 人絹織物  
ヘ 絹織物

メ リヤス製造業構造改善事業協会の業務を拡充する等の必要がある。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公表の日から施行する。

メリヤス製造業及び特定染色業の構造改善を促進するため、これらの業種について構造改善事業計画の承認制度を設けるとともに、織維工業構造改善事業協会の業務を拡充する等の必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長大久保武雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔大久保武雄君登壇〕

○大久保武雄君 大だいま議題となりました特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国の織維工業は、国民の衣料及び生産用資



あります。このため、短期循環的に離職者を多数発生させる事業主から特別保険料を徴収し、これを通年雇用等の費用に充てることによって不安定雇用の解消をはかるとともに、被保険者期間の計算方法を合理化する等の必要があると考えるのであります。また、不正受給が年々増加している現状に対処するため、これを防止する必要があると考える次第であります。

以上のような事情にかんがみ、政府といたしましては、中央職業安定審議会及び社会保障制度審議会に諮問し、本年二月末及び三月初めにそれぞれ答申を得、また、労災保険審議会の承認を得た上、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を作成し、国会に提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容の概略を御説明申し上げます。

第一は、五人未満事業所に対する失業保険及び労災保険の適用範囲の拡大であります。

まず、失業保険につきましては、労働者五人未満の事業主に雇用される者を新たに当然被保険者とすることいたしましたが、百万をこえるこれらの事業所を一時に適用することには種々問題がござりますので、当面は、製造業等から段階的に適用拡大を行なうこといたしました。

次に、労災保険につきましては、労働者を使用する事業は、すべて当然適用といたしますが、失業保険と同様、危険有害でない業種は、当面、任意適用とすることといたしております。

第二は、失業保険における給付のほとんどにわたって、その内容の改善をはかったこととあります。

その一は、一般失業保険における保険給付の改善であります。まず、配偶者の扶養手当につきましては、政令により、その日額を現行の二十円から三十円に引き上げるとともに、失業保険金の日額につきましても、告示により、賃金の比較的低い等級の日額を十円ずつ引き上げることといたしま

した。さらに、二十年以上の長期被保険者の給付日数を、現行の二百七十日から三百日に引き上げるほか、技能習得手当の日額も改善することといいます。また、受給資格者が死亡した場合や長期間の業務災害等の場合にも、失業保険金の受給ができるよう、受給要件の大幅な緩和をはかることといたしました。

その二是、日雇い失業保険における給付の改善であります。まず、日雇い失業保険金の日額を、現行の第一級五百円、第二級三百三十円から、それぞれ第一級七百六十円、第二級五百円に引き上げることといたしました。さらに、賃金水準の変動等に応じて、すみやかに日額の改善をはかることができるよう、告示により改定することができる」ととしたほか、第一級の保険金を受けやすいよう、その決定要件を緩和することといたしております。

その三是、就職支度金及び移転費の改善であります。これらの給付につきましては、いずれも福祉施設として支給することといたしておりますが、まず就職支度金につきましては、従来、失業保険金及び扶養手当の合計額の三十日分または五日分を加算することとし、また、移転費につきましても、着後手当を新設することといたしました。

第三は、失業保険の保険料率の引き下げであります。最近の失業保険収支の状況を勘案し、また、今後の保険経済の推移等を考慮して、現行の千分の十四から千分の十三に引き下げることとなりました。

第四は、失業保険制度の現状にかんがみ、制度の健全化をはかることといたしたのであります。

その一は、三年間連続して短期離職者を多数発生させた事業主から特別保険料を徴収し、これを通年雇用等季節的失業の防止のための費用に充てることといたしたことであります。なお、特別保険料の内容につきましては、事業主に過大な負担とならないよう留意いたしておりますが、特に、

中小零細事業主については、離職者五人までは徴収しないなど、特別の配慮を加えておるところであります。

その二是、通常の労働者に期待し得る通常の雇用期間さえ満たせば、給付に何らの差別を加えないという趣旨のもとに、受給資格を得るのに必要な六カ月の被保険者期間の計算につきまして、現在は最低四カ月二十二日の雇用期間で足りるとしておるのを、原則どおり満六カ月の雇用期間に改めるとともに、一ヶ月間の賃金支払い基礎日数を、現行の十一日以上から十四日以上に改めることといたしました。なお、就労の実態を考慮し、二以上の事業主に雇用された者につきましては、被保険者期間の通算について特別の配慮を加えることといたしております。

その三是、不正受給者に対する対応として、現行の不正受給金の返還命令制度に加え、新たに納付命令制度を設けることといたしたこととあります。が、労働者に対する過酷なものとならないよう、納付額は不正受給金額と同額以下とし、また、その基準は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めることといたしております。

以上のほか、失業保険におきまして、失業の認定期数、失業保険金等の支給方法、日雇い失業保険の保険料の納付方法等について整備をはかることといたしております。

次に、この法律案の施行期日につきましては、失業保険及び労災保険の適用拡大は、実施準備に万全を期するため、別に法律で定める日から施行することとし、その他の事項は、それぞれの内容により、昭和四十四年七月一日、八月一日、十月一日の三段階に分けて施行することといたしております。

以上が失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

(拍手)

〔加藤万吉君登壇〕

○議長(石井光次郎君)

私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま趣旨説明のありました失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案について、若干の質疑を行ない、明確なる御答

加藤万吉君。  
お對して質疑の通告があります。これを許します。

○議長(石井光次郎君)

私は、本改正案の質問に先立ち、東京の荒川用水路における、集団的災害が発生をし、八名のとどうい犠牲者を出した事件につき、これらの人々及び御遺族の方に心からなる弔意を表すとともに、政府の責任及び所信をだしたいと思うところであります。(拍手)

この事件は、外的条件、偶發的条件によつて引き起こされたものではありません。日本独自に開発され、日本の新しい特許による工法を建設省が採用し、これによつてかかる大災害を引き起こし、建設省の責任はまことに重大であります。何よりも疑わずに、黙々と川底の中で工事を携わっていた出かせき農民に対し、一体どれだけの安全性の配慮をしたのであります。そして、彼らを死に至らしめた責任はだれが負うのでしょうか。

今回の事件のうち、七人までが青森からの季節労働者であり、リンゴの豊作貧乏の中から、苦しい家計を助け、妻子と別れ上京し、なれない労働の中から、一握りの労賃を唯一の故郷へのみやげとして、身を粉にして働いていた人たちであります。一体、このような出かせぎによらなければ生活の自立ができるない今日の農村について、総理はどうとしているのか、その所信をお伺いいたしたいと思います。(拍手)

皮肉にも、今回事件の起きた第二・四ツ木橋

は、都市の過密化解消の工事であり、そこに過疎地帯から流出してきた出かせぎ労働者が働いているという、過密、過疎の対照をあざやかに示しているものであります。過日、東京都板橋区において発生したガス爆発事件といい、都市開発の陰にこのような大きな災害と格差がぴたりと隣合っている、この事実こそ、佐藤内閣の誇る高度成長政策の矛盾でなくして、一体何でありますか。

(拍手)

次に、建設大臣、労働大臣にお伺いいたします。

今回の工事は建設省の直轄工事であり、新聞の報ずるところでは、最も安上がりの工法といわれるリングビーム工法を用い、今回の事故を引き起きたのであります。建設省は、本工法を採用決定するまで、安全性をいかに確認をされましたか、その経過を具体的に説明をいただきたいと思います。

一般的に、各省または業者が新工法を採用するにあたって、その安全性について事前に労働省と協議または連絡がとられることになつてゐるが、この点につきましては、労働大臣にお伺いをいたしたいと思います。また、この工法は国鉄においても採用されているといわれておりますが、その確たる原因が明確されるまで、一切の工事の中止を勧告すべきであると思ひますが、労働大臣の所見をお聞きいたいと思います。

総理に一度お尋ねいたします。

今回の事故原因の明確は、労働省、建設省、学者、専門家によって徹底的に究明されるべきであり、従来しばしばやられたような、各省まちまちの意見によつてその責任の所在を不明確にすべきではないと思いますが、総理の責任ある御答弁をいただきたいと思います。

また、総理は、とりあえず出かせぎ農民の安全対策、特に建設業界の前近代的な労務管理の改善に勇断をもつて対処すべきであると思ひますが、その見解をお伺いいたしたいと思います。

また、今回の事故が政府の直轄工事であることを

は、都市の過密化解消の工事であり、そこに過疎地帯から流出してきた出かせぎ労働者が働いているという、過密、過疎の対照をあざやかに示しているものであります。過日、東京都板橋区において発生したガス爆発事件といい、都市開発の陰に

と、その安全性の確認、工事監督について重大な誤りがあることは論をまちません。当然これらは国家賠償法が適用され得るべきだと思いますが、いかがでしょうか、お考えを伺いたいと思います。

また、今回の事故について、安全性の追及はもとよりであります。同時に、これら人々の遺族に對し、法律上の給付はもとより、生活上の保障について最善、最大を尽くすべきと思います。

総理、この事故のあつた翌日、雄別炭鉱において再びガス爆発が起こり、死者十八名、重軽傷者二十八名の犠牲者を出すといふ悲惨な事故が再び発生をいたしました。総理、あなたの人の尊重の政治は、この相次ぐ事故があわせ見るときに、どこに生かされ、実行されているのか、疑わざるを得ないであります。確たる所信を伺いたいと思います。

次に、農林大臣に質問をいたします。

今日、国民の状態は、政府の統計によりまして

も、月収二万円以下の勤労者八百万人、内職世帯

が二百万世帯、臨時工、日雇い、パートタイマー、季節労働者などの半失業者は約一千万人、完全失

業者六十三万人、そして百十六万人の求職者のう

ち、就職できた者わずかに十五万人という状態で

あります。こうした状態にもかかわらず、わが国

の社会保障の状態はどうでありますか。たと

えば老齢年金は月に千八百円、生活保護は大都市

で一人約七千三百円。物価高の今日、これでいかなる生活ができるでしょうか。国民の生命を守る医療保険は、相次ぐ改悪により、ますます保険主義を強め、受益者の一そな負担を増大し、病気につかっても医者にかかるないという状況になります。

ただいま趣旨説明のありました失業保険に関する改正案は、これら社会保障制度の一連の後退にささらに拍車をかける何ものでもありません。ヨーロッパの先進的な国家においては、対国民所得に対する社会保険費は、一九六四年現在で、イギリスにおいて一四・六%、フランスは二〇・三%、西ドイツにおいては二一%であり、わが国は六・三%にすぎず、それはヨーロッパ諸国の三分の一にしか当たらないのであります。社会保障制度審議会は、このような現状から、政府に対し社会保障制度に関する勧告を行ない、一九七〇年にはわが国の社会保険が少なくとも西欧諸国の一九六一年の水準に追いつくよう勧告するとともに、さら

に、政府のその後の政策が、実質的には前記目標

に対し年々後退していることを指摘しているので

あります。また、厚生省発表の厚生白書は、日本

を除く諸国において社会保障給付率が一三%から

二〇%という高い段階にあるにもかかわらず、経

済の成長率も高いことを指摘し、高い保障給付が

経済成長を鈍化させるという関係は見出せないと述べておられます。しかるに四十四年度の

社会保障費は、前年度比一六・一%の伸びにすぎ

ません。

そこで、私は、まず佐藤総理にお尋ねいたします

と、その安全性の確認、工事監督について重大な誤りがあることは論をまちません。当然これらは国家賠償法が適用され得るべきだと思いますが、いかがでしょうか、お考えを伺いたいと思います。

総理、この事故のあつた翌日、雄別炭鉱において再びガス爆発が起こり、死者十八名、重軽傷者二十八名の犠牲者を出すといふ悲惨な事故が再び発生をいたしました。総理、あなたの人の尊重の政治は、この相次ぐ事故があわせ見るときに、どこに生かされ、実行されているのか、疑わざるを得ないのであります。確たる所信を伺いたいと思います。

次に、本改正案につきまして質問をいたしたいと思います。

政府は、年来、人間らしい生きがいのある生活を保障するのが政治の理想であり、所得をすべての国民にひとしく潤すのが社会保障の役割りであると国民の前に表明し、総理もまた人間の尊重、福祉の向上を表明されているところであります。総理、この理念は現実の政治にいかに生かされていります。

政府は、年來、人間らしい生きがいのある生活を保障するのが政治の理想であり、所得をすべての国民にひとしく潤すのが社会保障の役割りであると国民の前に表明し、総理もまた人間の尊重、福祉の向上を表明されているところであります。総理、この理念は現実の政治にいかに生かされています。

政府は、年來、人間らしい生きがいのある生活を保障するのが政治の理想であり、所得をすべての国民にひとしく潤すのが社会保障の役割りであると国民の前に表明し、総理もまた人間の尊重、福祉の向上を表明されているところであります。総理、この理念は現実の政治にいかに生かされています。

ただいま趣旨説明のありました失業保険に関する改正案は、これら社会保障制度の一連の後退にささらに拍車をかける何ものでもありません。ヨーロッパの先進的な国家においては、対国民所得に対する社会保険費は、一九六四年現在で、イギリスにおいて一四・六%、フランスは二〇・三%、西ドイツにおいては二一%であり、わが国は六・三%にすぎず、それはヨーロッパ諸国の三分の一にしか当たらないのであります。社会保障制度審議会は、このような現状から、政府に対し社会保障制度に関する勧告を行ない、一九七〇年にはわが国の社会保険が少なくとも西欧諸国の一九六一年の水準に追いつくよう勧告するとともに、さら

に、政府のその後の政策が、実質的には前記目標に対し年々後退していることを指摘しているのであります。また、厚生省発表の厚生白書は、日本を除く諸国において社会保障給付率が一三%から二〇%という高い段階にあるにもかかわらず、経済の成長率も高いことを指摘し、高い保障給付が経済成長を鈍化させるという関係は見出せないと述べておられます。しかるに四十四年度の

社会保障費は、前年度比一六・一%の伸びにすぎません。

そこで、私は、まず佐藤総理にお尋ねいたします

次に、労働、厚生大臣に質問いたします。

す、われわれの要求はもとより、再び社会正義の理念から政府の勇気と努力を要望した社会保障制度審議会の申し入れも、みごと弊屣のごとく捨て去られたのであります。一体政府は、このような実情についてどのようにお考えでしょうか。また、今後高度成長に似合った社会保障などをどのようにお考えでいらっしゃいます。

総理、この事故について、安全性的の追及はもとよりであります。同時に、これら人々の遺族に對し、法律上の給付はもとより、生活上の保障について最善、最大を尽くすべきと思います。

総理、この事故のあつた翌日、雄別炭鉱において再びガス爆発が起こり、死者十八名、重軽傷者二十八名の犠牲者を出すといふ悲惨な事故が再び発生をいたしました。総理、あなたの人の尊重の政治は、この相次ぐ事故があわせ見るときに、どこに生かされ、実行されているのか、疑わざるを得ないのであります。確たる所信を伺いたいと思います。

次に、本改正案につきまして質問をいたしたいと思います。

政府は、年來、人間らしい生きがいのある生活を保障するのが政治の理想であり、所得をすべての国民にひとしく潤すのが社会保障の役割りであると国民の前に表明し、総理もまた人間の尊重、福祉の向上を表明されているところであります。総理、この理念は現実の政治にいかに生かされています。

ただいま趣旨説明のありました失業保険に関する改正案は、これら社会保障制度の一連の後退にささらに拍車をかける何ものでもありません。ヨーロッパの先進的な国家においては、対国民所得に対する社会保険費は、一九六四年現在で、イギリスにおいて一四・六%、フランスは二〇・三%、西ドイツにおいては二一%であり、わが国は六・三%にすぎず、それはヨーロッパ諸国の三分の一にしか当たらないのであります。社会保障制度審議会は、このような現状から、政府に対し社会保障制度に関する勧告を行ない、一九七〇年にはわが国の社会保険が少なくとも西欧諸国の一九六一年の水準に追いつくよう勧告するとともに、さら

に、政府のその後の政策が、実質的には前記目標に対し年々後退していることを指摘しているのであります。また、厚生省発表の厚生白書は、日本を除く諸国において社会保障給付率が一三%から二〇%という高い段階にあるにもかかわらず、経済の成長率も高いことを指摘し、高い保障給付が経済成長を鈍化させるという関係は見出せないと述べておられます。しかるに四十四年度の

このたびの改正案に特別保険料制度の創設があります。本問題は二つの面で重要な内容を持つてあります。

第一は、短期循環労働者が被保険者の十分の一をこえる場合は、使用する事業主に二倍以上に及ぶ保険料を支払わせることです。若年労働力を大企業に吸収され、短期循環労働力をもつてようやくその倒産のうき目からはい出そうとしている中小企業、また、季節的条件によって短期労働力を必要とする果樹栽培業等は、この創設によって二倍以上の保険料を支払わなければならないことがあります。また、特別保険料を支払わないと対し任意退職の形式を強要し、労働者は失業保険の受給につきわめて不利な扱いを受けるを得ません。

第二は、今日の保険制度から失業保障制度へと強く要請されている状況にもかかわらず、短期循環労働者を多く雇用する事業主に対し特別保険料を負担させるということは、一昨年、健康保険臨時特例法の制定にあたり、受益者負担という荷物を病人の肩にかぶせたのと同様、社会の責任たる失業に対する保障に私保険化の道を開くことあります。社会保障の理念を否定するものとして絶対に容認できないところであります。

次に、給付の改善ですが、今日、失業保険財政は、四十三年度には約一千二百億円の剩余積み立て金を残すことが予想され、健全財政その外) 報官(号)

ものであります。このような健全財政であるがゆえに、当然に大幅な給付の改善があつてしかるべきであります。

第一は、失業保険においては、扶養手当をわずか十円引き上げ、保険料率を千分の一引き下げ、また、給付日数の若干の改善を試みているにすぎないのであります。給付の改善にあたり、まず考慮すべきことは、わが国の実質賃金水準は、健康にして文化的な生活を営むにはあまりにも低く、また、諸外国の水準にも遠く及ばないという実態を認識しなくてはなりません。その上に立って改善をすることになります。また、特別保険料を支払わないと対し任意退職の形式を強要し、労働者は失業保険の受給につきわめて不利な扱いを受けるを得ません。

第二は、今日の保険制度から失業保障制度へと強く要請されている状況にもかかわらず、短期循環労働者を多く雇用する事業主に対し特別保険料を負担させるということは、一昨年、健康保険臨時特例法の制定にあたり、受益者負担という荷物を病人の肩にかぶせたのと同様、社会の責任たる失業に対する保障に私保険化の道を開くことあります。社会保障の理念を否定するものとして絶対に容認できないところであります。

次に、給付の改善ですが、今日、失業保険財政は、四十三年度には約一千二百億円の剩余積み立て金を残すことが予想され、健全財政その外) 報官(号)

ありますが、この制度は、社会保障の本旨に反するものであり、他の社会保障制度との均衡の上からいつても、全く失する措置といわなければならぬのであります。今まで政府が、不正の名に

おいて、いかに正当なる労働者の請求権を侵害しないのであります。今日まで政府が、不正の名に一般的な規定性の疑いがあると思いますが、法制局においては、今日職業安定所の窓口において不正な給付の制限が行なわれており、その例は枚挙にいとまがないのであります。四日市市において、窓口における規制と失業という現実の生活苦が一家の主柱を自殺にまで追い込んだ例は、その過酷さを如実に物語っているのであります。まして、今回の追徴金という罰則強化は、他の制度との均衡はもちろん、社会保障の名においても断じて許せないと思うのであります。この点、労働大臣の御見解を承りたいと思うのであります。

さらに、大蔵及び内閣法制局長官にお尋ねいたします。

福祉施設の改善に関する今回の改正は、失業保険制度の本旨に反するものとして、きわめて重視をしているものであります。福祉施設費は、近年上げております。西ドイツに比肩すべき経済力を備えた我が国で実行できない理由はないと考ふる所であります。まさに佐藤総理の風格ある社会への第一歩であると思われますが、この点、労働、厚生両大臣の所見を承りたいと思うのであります。

以上の幾つかの点について質問を試みてまいりました。私は、むしろ改悪点の多い本改正案はすみやかに撤回をされ、焦眉の急といわれている農林漁業への適用、給付の大額な改善、日雇い失業保険の給付日額の引き上げ、あるいは扶養加算制度の大幅な改善などの諸点の改正を早急に行ない、失業保障制度に一步踏み出すことが重要

であると考え、政府の再考を強く促しまして、本案に対しまする質疑を終わるものであります。

(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 加藤君にお答えいたします。

まず、今回の四ツ木橋災害並びに雄別炭鉱の災害で不幸にもとうとい人命を失われた方々の御冥福をお祈りすることも、遺族の方々に対してもお悔やみを申し上げます。政府といつまでは、その原因の調査につとめることはもちろんあります。同時に、再びこのような災害を発生しないように十分の対策を進めてまいりたい、かように存じます。

人間尊重は私の基本的政治理念であります。同時に、近代国家形成のための基本テーマであると確信いたしております。国民各位もこの点は特に御理解をいただき、あらゆる職場において、いやしくも人命をそこなうことのないよう、企業者側も労働者側も、この上とも十分御配慮いただきたいと存じます。

四ツ木橋事件の被害者は、お話をありましたように、東北からの出かせきの方々であつたようであり、特にその直接的な原因是リンクの豊作貧乏がきっかけであったと、かような御指摘であります。私は、これらのことを見て、災害をこうむられた方々に対してもことに残念に思うと同時に、ほんとうにお氣の毒にたえません。御意見のよ

うに出かせきを全然なくすことができるような農業の確立は、特に東北のような单作地帯におきましては、率直に申しましてこれはなかなか困難なことであると考えます。今後の農政の基本的な方向としては、極力自立經營農家の育成をはかる反面、兼業農家はそれなりにその安定と所得の向上をはかるよう配意してまいります。

次に、新四ツ木橋事件の善後措置であります。詳細はそれぞれ担当大臣からお答えいたことにいたしますが、原因究明につきましては全力をあげまして、必要に応じて学界の協力を仰ぐ所存であります。なお、この工法は、従来から各地で広く安全裏に実行されてきたものではありますが、新四ツ木橋の現場におきまして設計条件が十分ではありませんか等の問題もありますので、その安全性が確認されるまで、この工事におきましては、この工法は中止いたします。

見舞い金につきましては、原因にも関連がありまますので、当面、工事施工者に対して十分の措置をとらせるよう指導いたします。なお、災害補償は、請求あり次第、直ちに支給ができるよう万全の措置を講じていくつもりであります。

次に、建設業の労務管理についてお尋ねがありました。詳細は建設大臣からお答えいたしました。建設業界におきましても、今日、労働力の不足はまことに深刻であり、質のよい労働力を確保することは、総合的な国土開発計画を実施する上におきましても大きな問題であります。御指摘の

ようだ。建設業の労務管理の近代化は、その意味からもきわめて大事な問題であります。政府としても、関係法令の整備をはかる一方、各企業に対して適切な指導を行なつて労務者の福祉向上をはかり、現場事故の絶滅をはかりたい、かように考えております。

次に、社会保障全般について基本的なお尋ねがありますが、それについてお答えをいたします。今回、法改正を予定した失業保険におきましては、むしろ後退しているのではないか、かような御批判であります。なぜ、この工法は、従来から各地で広く実行されてきたものではあります。しかし、新四ツ木橋の現場におきまして設計条件が十分ではありませんか等の問題もありますので、その安全性が確認されるまで、この工事におきましては、具体的に関係大臣からお答えいたしますが、いずれも制度の合理化、改善を目指したものであつたか等の問題もありますので、その安全性が確認されるまで、この工事におきましては、この工法は中止いたします。

見舞い金につきましては、原因にも関連がありまますので、当面、工事施工者に対して十分の措置をとらせるよう指導いたします。なお、災害補償は、請求あり次第、直ちに支給ができるよう万全の措置を講じていくつもりであります。

なあ、社会保障費の国民所得に対する比率が西欧諸国の水準よりも低い現状につきましては、いろいろの事情があります。御承知のように、これらの点につきましては、相当専門的にもなります。特に、国民の保険料を含めての税負担が西欧諸国に比べて著しく低いことを考え合わせていただきたいと存じます。

次に、失業保険の給付内容の大改革をはがれとの御意見であります。率直に申しまして、この給付内容は、すでに欧米諸国と比較して決して遜色のない水準に到達しております。そういう意

たい、かように私は思います。政府といつまでは、他の諸施策との均衡を考慮しつつ、社会保障の充実には一そく努力してまいる考え方であります。

また、社会保障制度審議会が社会保障費の国民所得に対する割合を一九七〇年までに西欧諸国並みの水準に引き上げよとの建議をされ、四十四年度の予算編成にあたりましても、その基本方針のもとに一そく社会保障を進めよう。政府に対する激励を含めての申し入れがあつたことは、私もよく承知しております。最近の国民所得の目ざまし

す。

また、社会保障制度審議会が社会保障費の国民所得に対する割合を一九七〇年までに西欧諸国並みの水準に引き上げよとの建議をされ、四十四年度の予算編成にあたりましても、その基本方針のもとに一そく社会保障を進めよう。政府に対する激励を含めての申し入れがあつたことは、私もよく承知しております。最近の国民所得の目ざまし

す。

また、社会保障制度審議会が社会保障費の国民所得に対する割合を一九七〇年までに西欧諸国並みの水準に引き上げよとの建議をされ、四十四年度の予算編成にあたりましても、その基本方針のもとに一そく社会保障を進めよう。政府に対する激励を含めての申し入れがあつたことは、私もよく承知しております。最近の国民所得の目ざまし

味で、あるいは大幅とは申しかねるかと思いますが、今回も日雇い失業保険金日額の改定等の必要な改革は十分行なっております。なお、料率の引き下げを、失業保険財政の許容し得る範囲におきまして労使の負担ができるだけ軽減していくことは、この制度の発展のためにもきわめて望ましいものと考え、料率改定を行なったものであります。以上、詳細につきましては、委員会等におきまして十分御審議を賜わりたいと思います。

なお、その他の具体的な問題につきましては、それぞれの担当大臣からお答えいただきます。(拍手)

## 外 報 号

○國務大臣(福田赳夫君) お答えをいたします。  
失業者に対する職業訓練運営費など、直接給付に關係のない経費は、これをなるべく、現在のよきな失業保険特別会計でなく、一般会計から支出するようすべきではないか、というお話をございますが、この種の経費は、失業の予防または就職の促進、そういうようなことで給付にきわめて密接なる關係のある経費でございます。これは民営保険でも同じでございまするが、たとえば火災保険なら消防といふよくなことに経費をかなり出しておる、こういうよくなつたことになつてあります。あのようなことから、必ずしもそういう考え方をおどりになる必要はないんじやないか、さようになります。

また、さらに人件費、そういうものを特別会計

から出しておるが、これを一般会計から出せといふような意味かとも思いますが、これは特別会計で支払う、これが常則でござります。特別を設ける必要は、いまの失業保険特別会計の現状から見ておきながらあるまい、かように考へておる次第でござります。(拍手)

### 〔國務大臣原健三郎君登壇〕

○國務大臣(原健三郎君) 御質問の第一は、荒川放水路の新四ツ木橋工事の災害事故、また北海道茂尻の事故がございまして、総理からも御答弁がございましたが、われわれいたしましても、なかなかれた方々にはつしへて御冥福を祈り、御遺族に対しても衷心御同情申し上げる次第でござります。

○國務大臣(原健三郎君) 御質問の第一は、荒川放水路の新四ツ木橋工事の災害事故、また北海道茂尻の事故がございまして、総理からも御答弁がございましたが、われわれいたしましても、なかなかれた方々にはつしへて御冥福を祈り、御遺族に対しても衷心御同情申し上げる次第でござります。

それで、御質問の荒川放水路新四ツ木橋工事現場のリングビーム工法、これが結局安全性があつたかなかつたかということをございますが、比較的新しい工法でございますが、これによつて今までかなりやつております。でありますから、その安全性がいまにわかにあるとかないとか、断定する次第であります。

次に、保険のことについて申し上げますが、短期循環受給者に不利な失業保険の改正である。このうち御趣旨でございますが、この短期循環的に保険金を受給しておる人は、全受給者の約四〇%に達しております。そういうよくなつた点から制度上いろいろ問題が生じておる現状にかんがみ、できるだけ季節的失業そのものを解消していきたいというよくなつたとともに、被保険者の期間の計算方法の合理化などを行なつたところでございます。

そこで、御質問の荒川放水路新四ツ木橋工事現場のリングビーム工法、これが結局安全性があつたかなかつたかということをございますが、比較的新しい工法でございますが、これによつて今までかなりやつております。でありますから、その安全性がいまにわかにあるとかないとか、断定する次第であります。

次に、保険のことについて申し上げますが、短期循環受給者に不利な失業保険の改正である。このうち御趣旨でございますが、この短期循環的に保険金を受給しておる人は、全受給者の約四〇%に達しております。そういうよくなつた点から制度上いろいろ問題が生じておる現状にかんがみ、できるだけ季節的失業そのものを解消していきたいというよくなつたとともに、被保険者の期間の計算方法の合理化などを行なつたところでございます。

それから、今回の改正において、通年雇用のための費用に充てるため特別保険料を徴収することにいたしておりますが、通常の労働者に期待し得る通常の雇用期間さえ満たしておられるならば、給付には何らの差別をつけ加えることはございません。

また、受給資格を得るのに必要な六ヶ月の被保険者期間の計算を、原則どおり満六ヶ月とするところをいたしております。しかしながら、短期循環受給者の生活と就労の実態を十分考慮し、いままでなかつた、新たに二つ以上の事業主に雇用させん。

また、受給資格を得るのに必要な六ヶ月の被保険者期間の計算を、原則どおり満六ヶ月とするところをいたしております。しかしながら、短期循環受給者の生活と就労の実態を十分考慮し、いままでなかつた、新たに二つ以上の事業主に雇用させん。

また、受給資格を得るのに必要な六ヶ月の被保険者期間の計算を、原則どおり満六ヶ月とするところをいたしております。しかしながら、短期循環受給者の生活と就労の実態を十分考慮し、いままでなかつた、新たに二つ以上の事業主に雇用させん。

官 報 (号 外)

が実情で、残念でございますが、したがいまして、不正受給者に対して一定の金額の納付を命ずる制度を設けることは、失業保険における不正受給が他の社会保障制度における不正受給に比べてきわめて多く、しかも、悪質なものでござりますから、現状にかんがみて、真にやむを得ないものであろうと考てております。しかも、この制度においては、納付を命ずることができる金額は、不正金額と同額以下ということにいたしております。金額の決定と運用の基準については、安定審議会の意見を聞くなど、十分配慮をいたしていきたいと思つております。

それから、三十九年一月以降の通達によつて失業保険金給付の窓口規制が強化されて、自殺者が出したというようなお話をございましたが、失業保険は、御承知のように、労働の意思があつて、しかも、その労働の能力を有するにもかかわらず就職することができない方が失業者でございまして、そういう失業者に失業保険金を支給して、その生活の安定をはかることを目的としておるのみでござります。こゝいう目的でござりますから、三十九年に通達されたいわゆる給付の適正化の措置は、従来、安定所の窓口にあらわれますと受給者に漫然として保険金を支給しておつたといふからいたしていきたい、こういふふうに考えておるのこの制度を本来の趣旨に沿つたように行政を運営いたします。この制度を本筋に沿つたように行政を運営して、よろしく御審議の上、御賛成のほどをお願い

「國務大臣銀谷出  
いたします。(拍手)

〔國務大臣長谷川四郎君登壇〕

○國務大臣(長谷川四郎君) お答え申し上げま  
す。

御説のように、現実には田かせぎに依存せざるを得ない農家が相当数存在しておるということは事実でございます。今回の失業保険法の改正案

びの制度の改正の点にもお触れになられました  
が、社会保障といふ見地から考えましても、やは  
り給付の公平、ということが肝要でございます  
し、いままで痛感せられておった点を改善される  
ものでありますから、厚生省といたしましても、  
一日も早く成立せんことを希望いたしておる次第  
でござります。（拍手）

おいては、納付を命ずることができる金額は、不正金額と同額以下ということにいたしております。金額の決定と運用の基準については、安定審議会の意見を聞くなど、十分配慮をいたしていきたいと思っております。

それから、三十九年一月以降の通達によつて失なされたものである。このようにわれわれは理解をいたしております。農林省といたしましては、今後とも、出かせぎ労働を含めた農家の労働力の対策、この充実をはかつてまいる所存でございます。(拍手)

國務大臣斎藤昇吾

○國務大臣（斎藤昇君）　このたびの失業保険法、

院は御承知のように、災害の意見があつて、しかも、その労働の能力を有するにもかかわらず就職することができない方が失業者でございまして、そういう失業者に失業保険金を支給して、そ

三十九年に通達されたいわゆる給付の適正化の措置は、従来、安定所の窓口にあらわれますと受給者に漫然として保険金を支給しておつたといふからでござります。こういう目的でござりますから、

いもござりますので、労働力不足時代に即応して、この制度を本来の趣旨に沿つたように行政を運営いたしていきたい。こういうふうに考えておるので、よろしく御審議の上、御賛成のほどをお願い

びの制度の改正の点にもお触れになられました  
が、社会保障という見地から考えましても、やは  
り給付の公平なことが肝要でござりまする  
し、今まで痛感せられておった点を改善される  
ものでありますから、厚生省といたしましても、  
一日も早く成立せんことを希望いたしておる次第  
でございます。(拍手)

なわけでござります。しかし、水質あるいは水圧あるいは土質等による現場の事情等によっての工法の適否性という問題も十分查明する必要もあり、その起因するところも十分解明する必要もありましたので、私は、同工法による利根川水系並びに小松川水系で行なつておる二現場に対しましては直ちに中止の命令を発しますとともに、いま申し上げました考え方から調査を必要とする考え方を持ちましたので、直ちに学界、技術界、民間等の有為な学識経験者よりなる十名の委員を昨日御委嘱、発令をいたしまして、本日から調査委員会の活動を開始いたしまして、この不幸が再び起きないよう、その起因する問題点、その工法によるところの適否の問題点等、諸般の問題についてあらゆる角度から十分検討をお願いし、その調査の結果を得まして、建設省をいたしましてはこれらの措置に最善の配意をいたす覚悟であります。

御質問の第二につきましては、御承知のとおりに、新工法を採用いたしますときには、先ほど労働大臣も述べられましたごとく、請負業者が事前に、その施工機の使用等については労働基準局、監督署の許可を得ておるような次第であります。が、これらとの問題点とともに、就労経路の正常化あるいは適正賃金の支払い、現場の生活環境、作業環境の整備その他労働条件の改善、福祉対策等につきましても、今後建設省は労働省と緊密な連絡をとりながら、これらの不幸のなきより最善の措置をとる覚悟でございます。

次に、最後の御質問でござりますが、国家賠償法の適用の問題につきましては、いわゆる請負契約等民事上の問題もございまして直ちに国家賠償法の適用について結論を出すことは早急であろうと考えますので、これらの点を十分考えまして検討いたしたい覺悟でございます。

以上、お答えいたします。(拍手)

〔政府委員高辻正巳君登壇〕

○政府委員(高辻正巳君) お答え申し上げます。

御質疑の論点は、違法ではないかということでございましたが、一般に失業保険の事業としていかなることを行なうかというものは、失業保険法の各実体規定の定めるところによるのであります。その実体規定が同法の目的規定との関係で違法になるということは、法律論としてはあり得ないことがであります。しかし、そのような実体規定を踏まえた目的規定の定め方が妥当であるかどうかという観点の問題は、確かにあり得ることでございます。現在の失業保険法におきまして、失業保険金の支給とは別に、失業保険の事業を定めた規定がありますことは御存じのとおりであります。まして、目的規定の定め方の当否の問題も、実は今回の改正法案におきまして新たに生じた問題ではあります。あらためまして率直なところを申し述べますと、失業保険法第一条の目的規定に「失業保険金を支給して、」というところがありますのは、失業保険事業の最も根幹的な、その意味で最も重要な内容を取り上げたものであります。

て、同法二十七条の二の御指摘になりました条

文の福祉施設は、なるほど失業保険金の支給とは違いますけれども、被保險者の失業の予防なりあるいは就職の促進に寄与するものであるという意味合いで、第一条の目的規定にあります被保險者が失業した場合に、その生活の安定をはかるといふ法律の究極的目的に合致するものであります。

て、今回あらためて失業保険法第一条の目的規定を改正するまでもないと考えた次第でございました。

は、最初に申し上げました。どうか御了解をいただきたいと存じます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて質疑は終了いたしました。

一、去る三月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する等の法律

産業地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律

関税定率法等の一部を改正する法律

一、去る三月三十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

(報告書及び文書受領)

一、去る三月三十一日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和四十三年度漁業の動向に関する年次報告

沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和四十一年度において沿岸漁業等について講じようとする策等についての文書

林業基本法第九条第一項の規定に基づく昭和四十三年度林業の動向に関する年次報告

林業基本法第九条第二項の規定に基づく昭和四十一年度において講じようとする林業施策についての文書

一、去る一日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和四十四年度一般会計予算

一、去る三月三十一日、内閣から次の報告書を受領した。

建設大臣 坪川 信三君

昭和四十四年度特別会計予算

出席政府委員 内閣法制局長官 高辻 正巳君

昭和四十四年度政府関係機関予算

一、去る一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律

日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律

地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

一、去る一日、内閣から次の報告書を受領した。

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく昭和四十二年度において防災に関するとつた措置の概況の報告書

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく昭和四十四年度において実施すべき防災に関する計画の報告書

(理事補欠選任)

一、昨二日、建設委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

(理事補欠選任)

理事 佐野 譲治君 (理事岡本隆一君昨二日理事辞任につきその補欠)

一、去る三月三十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

大村 裏治君 地崎宇三郎君

建設委員

山口 敏夫君 地崎宇三郎君

運輸委員

高橋清一郎君 渡海元三郎君

一、去る一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

永末 英一君

地方行政委員

岡崎 英城君 大村 裏治君 村上 勇君 橋本登美三郎君 大出 俊君 法務委員 山花 秀雄君 華山 親義君 田邊 誠君

(常任委員補欠選任)

一、去る三月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

社会労働委員 遠信委員 外務委員 大蔵委員

高橋清一郎君 水野 清君 岩崎 英城君 古川 丈吉君 村上 勇君 赤澤 正道君

予算委員 内閣委員 建設委員 議院運営委員

小渕 恵三君 山口 敏夫君 地崎宇三郎君 地崎宇三郎君

内閣委員 法務委員 稲 和君 華山 親義君 八百板 正君

外務委員 畑 和君 山花 秀雄君 横山 利秋君

大蔵委員 商工委員 神田 博君 黒金 泰美君

地方行政委員 廉 裕君 大村 裏治君 坂 伸君

外務委員 畑 和君 山花 秀雄君 横山 利秋君

大蔵委員 商工委員 神田 博君 黒金 泰美君

内閣委員 地方行政委員 神田 博君 黒金 泰美君

外務委員 畑 和君 山花 秀雄君 横山 利秋君

大蔵委員 商工委員 神田 博君 黒金 泰美君

内閣委員 地方行政委員 神田 博君 黒金 泰美君

外務委員 畑 和君 山花 秀雄君 横山 利秋君

内閣委員 地方行政委員 神田 博君 黒金 泰美君

橋本登美三郎君 大出 俊君 法務委員 山花 秀雄君 華山 親義君 田邊 誠君

(常任委員補欠選任)

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

外務委員 大蔵委員 法務委員 運輸委員

高橋清一郎君 水野 清君 岩崎 英城君 古川 丈吉君 村上 勇君 赤澤 正道君

内閣委員 通信委員 産業公害対策特別委員 中井徳次郎君 浜田 光人君

内閣委員 通信委員 産業公害対策特別委員 工藤 良平君 山口 鶴男君

内閣委員 通信委員 産業公害対策特別委員 中井徳次郎君 浜田 光人君

内閣委員 通信委員 産業公害対策特別委員 工藤 良平君 山口 鶴男君

内閣委員 通信委員 産業公害対策特別委員 中井徳次郎君 浜田 光人君

内閣委員 通信委員 産業公害対策特別委員 工藤 良平君 山口 鶴男君

内閣委員 通信委員 産業公害対策特別委員 中井徳次郎君 浜田 光人君

内閣委員 通信委員 産業公害対策特別委員 工藤 良平君 山口 鶴男君

内閣委員 通信委員 産業公害対策特別委員 中井徳次郎君 浜田 光人君

内閣委員 通信委員 産業公害対策特別委員 工藤 良平君 山口 鶴男君

内閣委員 通信委員 産業公害対策特別委員 中井徳次郎君 浜田 光人君

内閣委員 通信委員 産業公害対策特別委員 工藤 良平君 山口 鶴男君

内閣委員 通信委員 産業公害対策特別委員 中井徳次郎君 浜田 光人君

内閣委員 通信委員 産業公害対策特別委員 工藤 良平君 山口 鶴男君

八百板 正君 華山 親義君 田邊 誠君

栗林 三郎君

伊藤惣助丸君

塙谷 一夫君

大村 裏治君

水野 清君

横山 利秋君

赤澤 正道君

高橋清一郎君

山花 秀雄君

古川 丈吉君

水野 清君

山口シヅエ君

高橋清一郎君

山口シヅエ君

高橋清一郎君

山口シヅエ君

高橋清一郎君

山口シヅエ君

(特別委員補欠選任)

一、昨二日、議長において、次のとおり特別委員の補欠を指名した。

産業公害対策特別委員

栗林 三郎君

伊藤惣助丸君

塙谷 一夫君

大村 裏治君

水野 清君

横山 利秋君

赤澤 正道君

高橋清一郎君

山花 秀雄君

古川 丈吉君

水野 清君

山口シヅエ君

高橋清一郎君

山口シヅエ君

高橋清一郎君

山口シヅエ君

高橋清一郎君

山口シヅエ君

地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

一、去る一日、内閣から次の報告書を受領した。

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく昭和四十二年度において防災に関するとつた措置の概況の報告書

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく昭和四十四年度において実施すべき防災に関する計画の報告書

(理事補欠選任)

一、昨二日、建設委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

(理事補欠選任)

理事 佐野 譲治君 (理事岡本隆一君昨二日理事辞任につきその補欠)

一、去る三月三十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

大村 裏治君 地崎宇三郎君

建設委員

山口 敏夫君 地崎宇三郎君

通信委員

高橋清一郎君 渡海元三郎君

一、去る一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

永末 英一君

地方行政委員

山花 秀雄君 塙谷 一夫君

昭和四十四年四月三日 衆議院会議録第二十一号 朗読を省略した議長の報告



等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律案  
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案  
産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案  
関税率法等の一部を改正する法律案  
一、去る三月三十一日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。  
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件  
官報  
一、去る一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
昭和四十四年度一般会計予算  
昭和四十四年度政府関係機関予算  
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案  
繩糸價格安定法の一部を改正する法律案  
一、去る一日、参議院において第六十回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可

決した旨の通知書を受領した。

### 正する法律案

日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案

一、去る一日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

### 地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

#### 一 議案の要旨及び目的

本案は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税、個人の事業税等について、負担の軽減合理化を行なうとともに、地方道路譲与税の譲与基準の合理化並びに日本国有鉄道の納付する市町村納付金の軽減等を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 第一 地方税法に関する事項

##### 一 道府県民税及び市町村民税

###### 1 個人の道府県民税及び市町村民税の所得控除を次のとおり改正する。

- (1) 基礎控除額を十二万円（現行 十一万円）に引き上げる。
- (2) 配偶者控除額を十万円（現行 九万円）に引き上げる。
- (3) 扶養控除額を六万円（現行 五万円）に引き上げる。

(4) 寡婦控除、障害者控除、老年者控除又は勤労学生控除の額をそれぞれ七万円（現行 六万円）に引き上げるとともに特別障害者控除額を九万円（現行 八万円）に引き上げる。

(5) 地方公共団体が心身障害者に関して実施する共済制度に基づく掛金及び適格退職年金契約に基づく掛金を生命保険料控除の対象とする。

て、重要な問題を含んでいるので、慎重に検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和四十四年四月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

2 青色申告者の専従者給与の控除について、その限度額（現行 十七万円）の法定を廃止するとともに、白色申告者の専従者控除額を十五万円（現行 十一万円）に引き上げる。

3 障害者、未成年者、老年者又は寡婦についての非課税の範囲を、年所得三十万円（現行二十八万円）までとする。

4 給与所得者についての特別徵収を、六月から十二回（現行 十回）に分割して行なうものとする。

5 昭和四十五年から昭和五十年までの間ににおける土地等の譲渡による譲渡所得に対する課税について、次の特例措置を講ずる。

日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案

一、去る一日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る一日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

朗読を省略した議長の報告書 議案に関する報告書

(1) 保有期間が五年をこえる個人の長期保有土地、建物等の譲渡所得については、他の所得と区分し、次に掲げる譲渡の時期の区分に応する比例税率を適用して道府県民税及び市町村民税を課する。

譲渡の時期	道府県民税	市町村民税
昭和四十五、四十六年中	百分の一・三	百分の二・七
昭和四十七、四十八年中	百分の一・六	百分の三・四
昭和四十九、五十年中	百分の一	百分の四

(2) 保有期間が五年以下の個人の短期保有土地、建物等又は個人が昭和四十四年一月一日以降に取得したこれらの資産の譲渡所得については、他の所得と区分し、次の金額のうちい

ずれか多い金額に相当する道府県民税及び市町村民税を課する。

(3) 道府県民税にあつては譲渡所得の金額の百分の四に相当する金額、市町村民税にあつては譲渡所得の金額の百分の八に相当する金額

(4) 当該譲渡所得を他の所得に加算して通常の課税を行なうこととした場合に算出される当該譲渡所得に係る道府県民税又は市町村民税額の百分の百十に相当する金額

は、道府県民税にあつては譲渡所得の金額の百分の四に相当する金額、市町村民税にあつては譲渡所得の金額の百分の二に相当する金額

## 二 事業税

青色申告者の専従者給与の控除について、その限度額（現行 十七万円）の法定を廃止する

とともに、白色申告者の専従者控除額を十五万円（現行 十一万円）に引き上げる。

## 三 不動産取得税

事業主が従業員に譲渡する住宅を新築し、これを六箇月以内に譲渡したときは、事業主に對しては、不動産取得税を課さないことをする。

2 都市計画において定められた路外駐車場で地下に設けられたものに係る固定資産税の課税

不動産取得税の課税標準は、価格の二分の一の額とする。

3 入会林野整備等による土地の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例の適用期限を昭和四十七年五月三十一日まで延長する。

和四十六年三月三十一日まで延長する。

## 四 料理飲食等消費税

- 1 飲食店等における飲食の免税点を八百円（現行 六百円）に引き上げるとともに、あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食の免税点を四百円（現行 三百円）に引き上げる。
- 2 旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を千六百円（現行 千一百円）に引き上げる。

## 五 固定資産税

- 1 鉱業労働災害防止協会が設置する鉱山の保安に関する教育訓練施設については、非課税とする。
- 2 五、それ以下のもの及び宿泊の料金については百分の十）とする。

## 六 電気ガス税

- 1 ガス（揮発油を原料とするものに限る。）を非課税品目に加える。
- 2 電気に対する電気ガス税の免税点を五百円（現行 四百円）に、ガスに対する電気ガス税の免税点を千円（現行 八百円）に引き上げる。
- 3 編織糸等に対する軽減税率の適用期限を昭和四十七年五月三十一日まで延長する。

4 紙の製造に使用する電気に対して課する電気ガス税の税率を昭和四十四年六月一日から昭和四十七年五月三十一日までの間、百分の四（現行 百分の五）とする。

### 七 自動車取得税

免稅点を十五万円（現行 十万円）に引き上げる。

### 八 宅地開発税

1 市町村は、宅地開発に伴い必要となる道路、水路その他の公共施設で政令で定めるもの

整備に要する費用に充てるための目的税として、宅地開発税を課すことができるものとする。

2

宅地開発税は、都市計画法に規定する市街化区域のうち公共施設の整備が必要とされる地域として条例で定める区域内で宅地開発を行なう者に対し、宅地の面積を課税標準として課する。

3

宅地開発税の税率は、宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用、当該公共施設による受益の状況等を参考して条例で定めるものとし、当分の間、宅地開発税の税率を定めるに当たっては、あらかじめ当該税率その他自治省令で定める事項を自治大臣に届け出なければならぬものとする。

4

宅地開発税の納稅義務者が宅地開発に伴い必要となる公共施設又はその用に供する土地で施設による受益の状況等を参考して条例で定めるものとし、当分の間、宅地開発税の税率を定めるに当たっては、あらかじめ当該税率その他自治省令で定める事項を自治大臣に届け出

する。

### 九 日本国博覧会の開催に伴う特例

日本万国博覧会の開催に伴う特例措置として、昭和四十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間における外客の宿泊及びこれに伴う飲食に対する料金を課さない

こととするほか、博覧会の用に供する施設に対する不動産取得税及び固定資産税を非課税とする等の措置を講ずる。

### 十 その他

1 不服申立ての期間を六十日間（現行 三十日間）に延長する。

2 申告納付又は申告納入に係る地方税について更正の請求制度を設けるとともに、更正の請求期間を一年間とする。

3 差押えをし、又は担保の提供があつた場合には、延滞金を日歩一錢（現行 四錢）に軽減する。

### 第二 地方道路譲与税法に関する事項

地方道路譲与税の譲与基準として用いる道路の延長及び面積について、道路の種類、幅員による道路の種別等を考慮して、補正を加えることができるものとする。

### 第三 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事項

日本国有鉄道が昭和四十年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に取得した固定資産に係る納付金について次の措置を講ずる。

1 次の償却資産に係る納付金算定標準額は、通常の算定標準額にそれぞれの率を乗じた額とする。

1 新規営業路線の開業、都市計画事業に伴う線路の地下又は高架移設及び河川改良等に伴う橋りょうの新設又は改良のため敷設した線路設備等

最初の五年度分

三分の一

その後の五年度分

三分の二

2 新たに製造された車両

最初の三年度分

二分の一

## 最初の五年度分

## 二分の一

## 附則

二 立体交差化計画に基づく立体交差化施設のうち線路設備等に係る納付金算定標準額は、通常の算定標準額から当該施設の建設費用中に占める道路管理者の負担した額の割合に相当する額を控除した額とする。

## 第四 施行期日にに関する事項

宅地開発税については昭和四十四年六月一日から、料理飲食等消費税の改正は昭和四十四年十月一日から、その他の改正は昭和四十四年四月一日から施行する。

なお、以上の改正により、昭和四十四年においては、個人住民税において七百十四億円、個人事業税において六十五億円、自動車取得税その他において七十五億円、国有資産等所在市町村交付金及び納付金において二十五億円、合計八百七十九億円の減税を行なうことになるが、一方宅地開発税の創設及び国税の改正に伴い九億円の增收が見込まれるので、差し引き八百七十億円の減収となる。

## 二 議案の修正議決理由

地方財政の状況を勘案しつつ、住民負担の軽減合理化を図るための本案は妥当と認めるが、諸般の事情から施行期日を公布の日に改めるとともに、これに伴う関係規定の適用について整備を図る必要があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を附することに決した。  
右報告する。

昭和四十四年四月一日

地方行政委員長 鹿野 彦吉

衆議院議長 石井光次郎殿

[別紙]

(小字及び一は修正)

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日 昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方税法第四十二条第三項の改正規定及び宅地開発税に関する改正規定は同年六月一日から、同法第一百四十四条の四、第一百五十五条及び第二百二十九条第三項の改正規定は同年十月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十五条の九第三項の規定は、この法律の施行の日 昭和四十四年四月一日（以下「施行日」という。）以後における差押え又は担保の提供がされている期間に係る延滞金の額の計算について適用する。

## (延滞金に関する規定の適用)

第三条 新法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に終了した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。ただし、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第二号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第五十五条第三項の規定の適用を受ける事業年度分の各事業年度の所得の計算については、旧法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十四年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十三年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第五条 新法第七十二条の十七第六項及び第十項の規定は、昭和四十三年以後の各年において生じた損失

の金額について適用し、昭和四十二年以前の各年において生じた損失の金額については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

第九条 新法第七十三条の二第二項の規定は、同項に規定する住宅の新築後最初に行なわれる注文者に対する請負人からの譲渡で施行日以後にされるものについて適用し、同日前にされた当該譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の十四第十二項の規定は、施行日以後の家屋の取得に対する不動産取得税について適用する。

3 新法附則第十五条の規定は、昭和四十四年四月一日以後の土地の取得に対する不動産取得税について適用する。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十二条 新法第四百九十条の二第一項及び新法附則第三十一条第二項の規定は、昭和四十四年四月一日以後に使用する電気又はガスに対する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであった料金に係るもの）については、なお従前の例による。この場合において、同年同日から昭和四十四年五月三十一日までの間に使用する電気に対する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、この間に収納すべき料金に係るもの）に対する新法附則第三十一条第二項の規定の適用については、同項中「昭和四十四年六月一日」とあるのは「昭和四十四年四月一日」と、「百分の四」とあるのは「百分の五」とする。

[別紙]

地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方税制について左の措置を講ずべきである。

一 最近における社会経済の発展に即応するよう、国、都道府県、市町村を通ずる税制のあり方につ

いて根本的に再検討を加えるとともに、都市とくに大都市については、財政需要の増嵩の実情にかんがみ、引き続きその税源の充実を図ること。

二 住民税の課税最低限については、所得税の課税最低限に近づけるよう、その引上げを図ること。

三 飲食店、喫茶店等における飲食並びに宿泊に対する料理飲食等消費税の免税点については、国民生活水準の向上、物価の推移等を勘案して、さらにその引上げに努めること。

四 電気ガス税については、国民生活水準の向上に伴う電気及びガスの使用量の増加等を勘案して、減税を図ることともに、非課税等の特例措置の合理化に努めること。

五 自動車取得税については、国民生活の実情を考慮しつつ免税点の引上げについて検討すること。

六 宅地開発税については、本税創設の趣旨にかんがみ、納税者の過重な負担とならないよう税率の設定等につき十分に配慮するとともに、本税が宅地購入者等に不当な負担を及ぼすことのないよう適切な措置を講ずること。

右決議する。

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本法は、メリヤス製造業及び特定染色業の構造改善を促進するため、これらの業種について、設備の近代化、生産又は経営の規模の適正化及び過剰設備の処理に関する計画の樹立等の措置を講ずることとともに、繊維工業構造改善事業協会の業務を拡充しようとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 定義の改正

- (1) 「特定繊維工業」にメリヤス製造業（丸編、たて編、横編メリヤス製造業及び丸編くつ下製造業）及び特定染色業（織物機械染色整理業）を加える。

(2) 「メリヤス製造業商工組合連合会」とは、商工組合連合会であつて、その会員たる商工組合

の組合員の資格事業がメリヤス製造業に属するものをいい、「特定染色業団体」とは、民法第三  
十四条の規定により設立された社団法人であつて、その社員たる資格を有する者が営む事業と  
して定款で定められる事業が特定染色業に属し、かつ、その事業を営む者が任意に加入し又は

脱退することができるものをいう。

## 2 メリヤス製造業の構造改善措置

メリヤス製造業商工組合連合会は、その会員たる商工組合の組合員の設備の近代化及びこれに  
伴う設備の処理、生産又は経営の規模の適正化等に関する事業を実施するため、メリヤス製造業  
構造改善事業計画を作成し、通商産業大臣の承認を受けることができる。

## 3 特定染色業の構造改善措置

特定染色業団体は、その社員の設備の近代化及びこれに伴う設備の処理、生産又は経営の規模  
の適正化等に関する事業を実施するため、特定染色業構造改善事業計画を作成し、通商産業大臣  
の承認を受けることができる。

## 4 資金の確保等

政府は、メリヤス製造業又は特定染色業の構造改善事業計画の実施に必要な資金の確保等に努  
めるとともに、構造改善に関する施策を講ずるにあたつては、関連労働者の職業の安定につき配  
慮するものとする。

## 5 繊維工業構造改善事業協会の業務の拡充

繊維工業構造改善事業協会の業務にメリヤス製造業及び特定染色業の構造改善事業に必要な資  
金の貸付け及び債務保証の業務を加える。

## 6 信用基金

信用基金に対し出資する者として、メリヤス製造業商工組合連合会及び特定染色業団体を加  
える。

## 7 存続期間

特定繊維工業構造改善臨時措置法は、昭和四十九年六月三十日までに廃止するものとする。た  
だし、特定紡績業及び特定織布業に係る部分は、昭和四十七年六月三十日までに廃止するものと  
する。

### 二 議案の可決理由

本案は、繊維工業の経済的諸条件の著しい変化にかんがみ、メリヤス製造業及び特定染色業の構  
造改善を図り、繊維工業の国際競争力を強化するための措置として、有効適切なものと認め、これ  
を可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

### 三 本案施行に要する経費

昭和四十四年度一般会計予算に、中小企業振興事業団の繊維対策事業に必要な経費として二百六  
億四百万円、繊維工業構造改善事業協会出資に必要な経費として五億円がそれぞれ計上されている。  
右報告する。

昭和四十四年四月一日

衆議院議長 石井光次郎殿

商工委員長 大久保武雄

[別紙]

### 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、わが国経済に占める繊維産業の重要性にかんがみ、構造改善五ヵ年計  
画を達成するため、次の諸点につき適切な措置を講すべきである。

一 染色業及びメリヤス製造業の構造改善を円滑ならしめるため、組織化の推進を図るとともに、中  
小企業振興事業団並びに政府系三金融機関の資金量の増大、信用補完等金融の充実に努め、また、  
税制上、大企業との差別や格差をなくすよう配慮すること。

- 二 小規模企業者が積極的に構造改善を進めようよう、国民金融公庫の活用とともに、中小企業金融公庫についても個人企業が十分利用できるよう配慮すること。
- 三 織維製品の輸出振興を図るため、技術の開発、製品の高級化等を積極的に推進するとともに、特恵関税および付加価値関税の適用にあたつては、構造改善業種が適用除外となるよう努めること。
- 四 織維工業の設備近代化を円滑ならしめるため、織維関係新鋭機械・装置の研究・生産体制について、格別の措置を講じ、構造改善の実施にあたつては、従業員の充足、労働条件等について特段の配慮を講ずること。

衆議院会議録第十九号中正誤	
正	誤
一 二〇	ところには
二 一六	ところは
三 一七	それで
四 二三	それに
五 二三	鐵國
六 二三	國鐵
七 表の上	土地または
八 欄(C)中	土地等または

昭和十四年四月三日 衆議院會議録第二十一号

明治二十五年三月三十一日  
郵便物認可

主価一部四十円  
(配送料共)  
発行所  
大藏省印刷局  
東京都港区赤坂一丁目二番地  
郵便番号二〇七  
電話 東京 五八二四四二一(大代)

六三四